

芸能実演家の契約に関する 実態調査アンケート①

芸能従事者学会

「二次利用(再放送)に関するアンケート」

集計結果

調査主体： 芸能従事者学会、全国芸能従事者労災保険センター

呼び掛け団体： 全国芸能従事者労災保険センターが連携している
芸能実演家の11団体

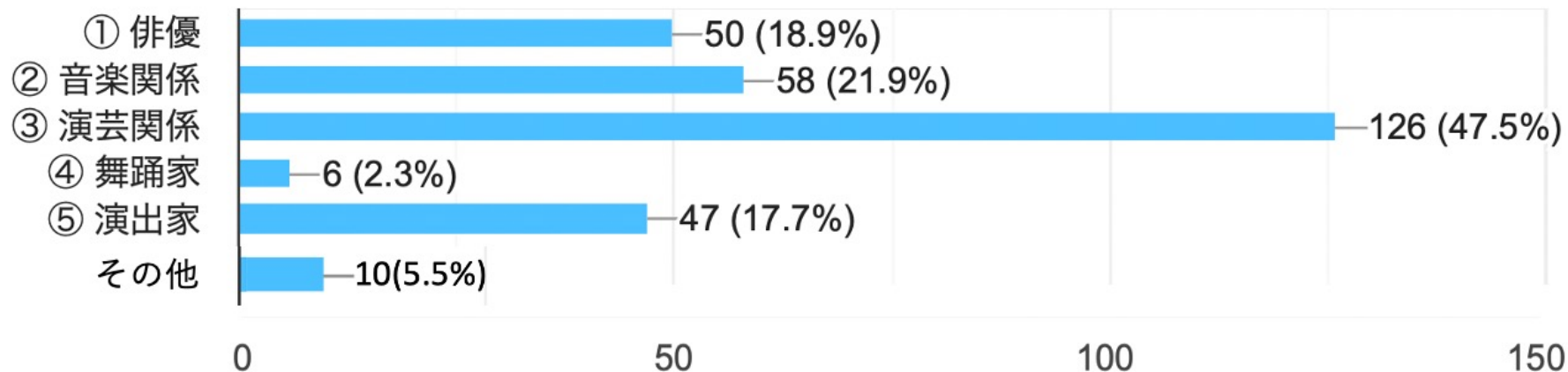
調査対象： 芸能実演家（264回答）

調査方法： インターネット

調査期間： 2021年6月21日から6月24日

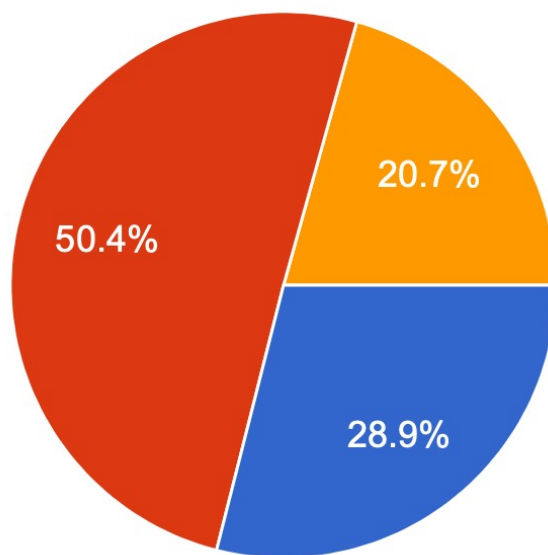
Q 1 職種はどれですか(複数回答可)

265 件の回答



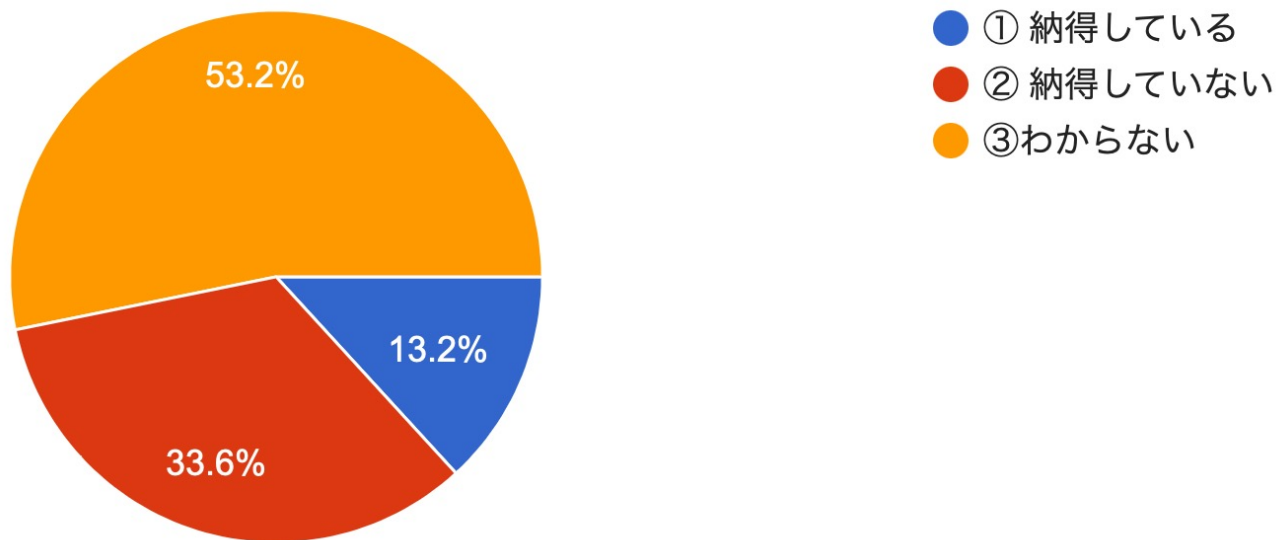
Q 2.二次利用料をもらっていますか

266 件の回答



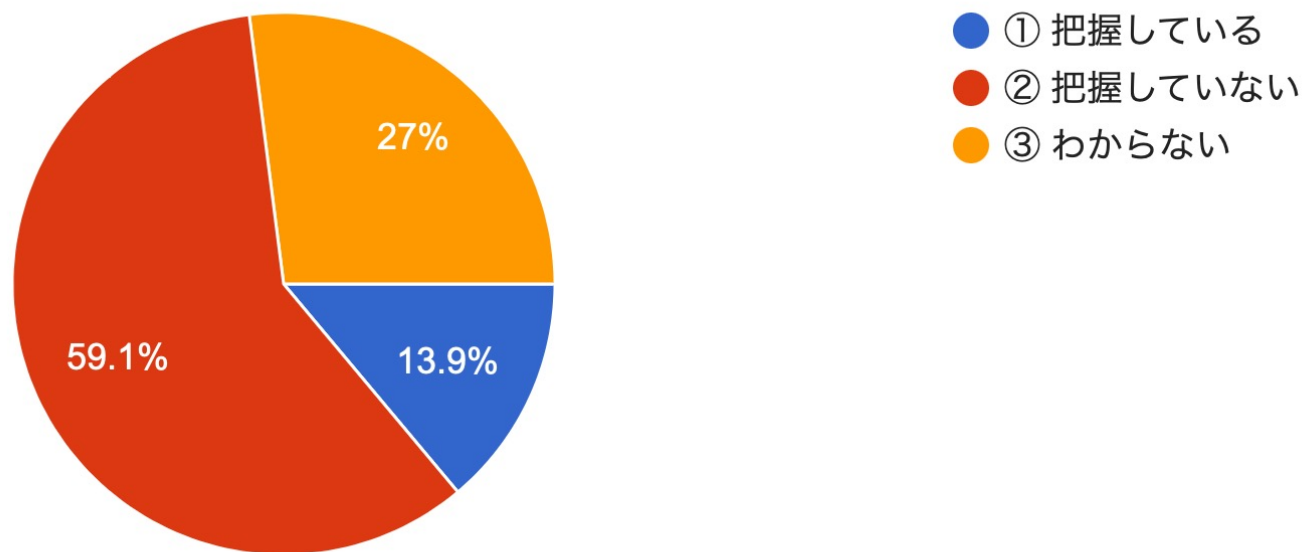
- ① もらっている
- ② もらっていない
- ③ わからない

Q 3. もらっている二次利用料額に納得していますか
235 件の回答



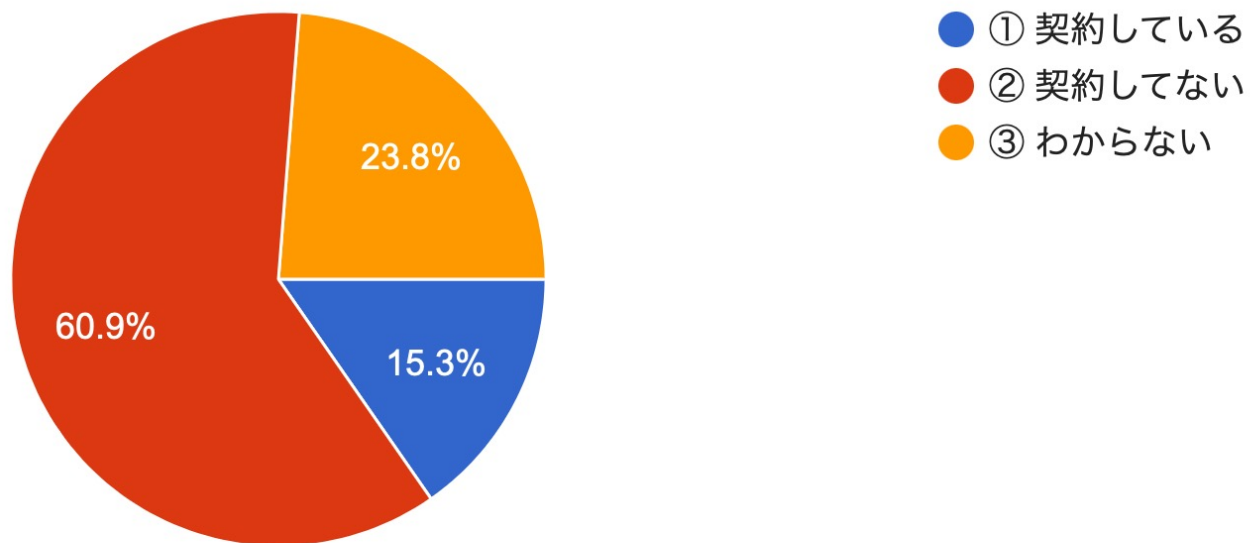
Q 4. 再放送の日時や再利用(他の媒体など)を把握していますか

259 件の回答



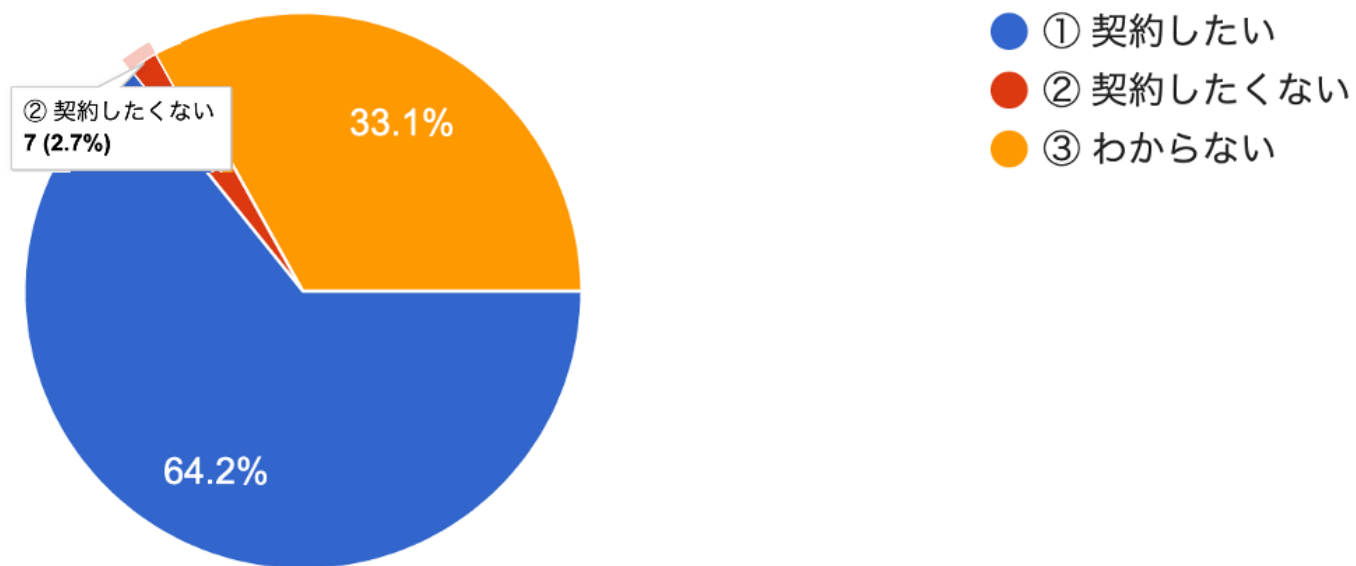
Q 5. 二次利用の管理団体と契約していますか

261 件の回答



Q 6. 二次利用の契約をしたいですか

260 件の回答



Q 8. 二次利用について思うことを自由にお書き下さい

①

1. 著作隣接権を破棄させる契約書を見るたびに、がっかりします。世代が上の方達には、そういうことが起きているのでしょうか？どうせその場限りで買い取られて終わり、というのは、仕事へのモチベーションが削がれる要因でもあります。
2. オケに所属しているが二次利用については実際どうなっているのかよく把握できていません。
3. あまりにも少ない金額が分配されていて、何かがおかしいと思う。著名かどうか、もともとのギャラが高いかどうかとも関係なく、皆さん少ないようです。権利団体の明細を公表したり監査を入れたりした方が良くはないかと常々思っています。
4. 再放送の都度、確認して欲しい。そして、再放送料をもらいたい。
5. 二次利用が決まってない段階でギャラが決まるので二次利用分を貰えない、また知らないうちに二次利用されている場合が多い
6. よくわからない、もっと簡単明瞭な説明がほしい。
7. 二次利用する際に連絡をもらいその分のギャラを頂くのが希望です。
8. 実演家にお金がいきわたらないことに抗議したいです。ひどいです
9. 演芸の場合何度も何度も再生され、作品への冒涇だと思う。
10. 使用料について多くを望んでいるわけではありません。しかし昔の演目が繰り返し許可なく放送・配信されるのには抵抗があります。
11. 仕事の依頼主は、二次利用料が、一次の報酬に含まれている、と考えているようです。が、元々契約書をかわしているわけではないので、確認はしていません

Q 8. 二次利用について思うことを自由にお書き下さい

②

1. 二次利用についてのギャラの相場がわからない。
2. 明確な制度化をすべきと思う
3. 二次使用料はかつて事務所に所属していた頃は1年分まとめて入っていたがフリーランスになってからどうなっているのかまるで知らない。誰に聞くべきなのかもわからない。どんなに小さな役の仕事であろうと製作方はきちんと契約書を作成するべきだ。
4. そのまま使う（一次の時に大きな変化がない）のであれば二次利用は一度目の契約でいい。しかし、編集や一部利用の際は視聴者等の受け取り方にズレや違和感を与えてしまう内容であれば二次利用の確認があるといい（利用金額等に関係なく）
5. NHKはリピート、ネットワークでの料金をいただけている。制作会社制作の番組では番組が他のローカルで放送されても何もなかった。
6. 難しいアーティストの権利を守らない限り、日本のエンターテインメントは衰退する
7. 知らない間に再放送されていることもあるので、演芸界のそういうところを改善していくべきだと思う
8. 安いと聞いております。
9. 過去に出演した番組の二次使用料があいまいな扱いになっているケースが多く、また二次使用料に関して問い合わせをしても、ぞんざいな対応をされることが多々あり、悔しい思いをしています
10. 二次利用(再放送)の報酬は頂きたいです。但し再放送日は未定の場合が多いので、本放送時に再放送代の一括支払は不透明感が強いです。あくまでも演者に有益なシステムとなる事を期待します。

Q 8. 二次利用について思うことを自由にお書き下さい

③

1. A放送局がB放送局へ番組を売り渡した場合はどうなりますか？
2. 何も言っていない事をいい事に無法地帯と化している
3. 再放送などに際し連絡の取れない主権者（演者）の許諾が得られないことによってボツになる事案があるという問題は重々承知はしておりますし理解もいたしますが、演者の側として言わせていただくと、①どのように放送されるのか（映像・放送の素材の料理の仕方）②どれくらい放送されていくらか使用料が入るのか（放送の頻度・利用料の相場）といった所が明瞭でないと、現行法を変えるというのはなかなか難しいかと思います。
4. YouTubeなので第三者が違法アップしているのを散見しますがその広告料から二次使用権料へ幾らか回す事が出来たら良いと思います。
5. 二次利用の場合はその都度再契約がなされるべき
6. 使用料は当然支払うべきだ。
7. 使用するなら当然その分は頂きたい。
8. その都度確認を本人がしたい。交渉も含めて。
9. 二次利用について実演家が把握することは難しく、その都度利用料金を貰わないと、実演家の権利が守られないと思う
10. NHKさんはきちんとしてますが他の放送局さんは二次使用料を頂いたことがないです。
11. 色々明瞭になれば
12. 誠意ある対応を求める。

Q 8. 二次利用について思うことを自由にお書き下さい

④

1. 二次利用料の有無よりも二次利用の連絡がないことが問題と感じていて、舞台役者、小劇場関係はそもそも知らないのか、知らないふりをしているように感じます。
2. 好き勝手にやられてはこまる
3. もう少し二次利用料を上げていただきたい。使用した時間に限らず、二次利用したこと、またどんなところで使用されたのかは、実演家につたわるようにしてほしい。そのために、それらのすべての情報をまとめたwebサイトの的なものをつくっていただき、きっちり残るように、また、その情報に実演家がアクセスできるようにしてほしい。局ごととかで情報発信すること自体はそのまましていただければよいが、それだけだと、実演家は様々なサイトをチェックしに行かないといけないので、それはかなり大変な作業であるし、現実的にチェックがむずかしい。そういったことを考慮していただき、チェックしやすい状態をつくってほしい。
4. 映像や音源の使い回しはやめてもらいたい
5. 知らないところで使用されたくないと思います。
6. 知らないうちに利用されている事が非常に多いです。
7. 金額を上げて欲しい
8. 演じる仕事の産みの苦しみを権利団体は到底理解できないだろうけれど、せめてもっと責任を感じてほしい。時に生死を分かťほど危険なシーンを命をかけて撮影することもあるのだから、もっと 丁重に扱って欲しい。
9. なぞが多い。勝手に使用されているので納得はしていない。

Q 8. 二次利用について思うことを自由にお書き下さい

⑤

1. たとえ使われることをわかっていても、どこでどのように使われているのかわからないことは恐ろしい。
2. 二次利用の前に、日本のエンターテインメントに関しては、環境と理解が世界一遅れてる
3. よく分からない。
4. 必要です
5. 使用した時間に限らず、二次利用したこと、またどんなところで使用されたのかは、実演家につたわるようにしてほしい。そのために、それらのすべての情報をまとめたwebサイトのなものをつくっていただき、きっちり残るように、また、その情報に実演家がアクセスできるようにしてほしい。局ごととかで情報発信すること自体はそのまましていただければよいが、それだけだと、実演家は様々なサイトをチェックしに行かないといけないので、それはかなり大変な作業であるし、現実的にチェックがむずかしい。そういったことを考慮していただき、チェックしやすい状態をつくってほしい。
6. ラジオドラマやユーチューブで無断にあげられていて、抗議しても取り消されるだけで、それまでに閲覧されたドラマの再放送の閲覧は1000を超えていても削除されるだけで、裁判を正式に起こさない限り二次利用料は入ってこない。
7. 大手の製作は二次利用料が発生することを理解しているが、まだわかっていない製作者もいます。
8. テレビの収録で契約書に「二次使用有ります」とだけ書いてあり、再放送の事かと思っていたら、ネットで有料で動画が売られていたことが有りました。複数のサイトに売られており、怒りがわきました。
9. オンラインが増えていく中で、どう考えていくのか。

Q 8. 二次利用について思うことを自由にお書き下さい

⑥

1. これこれの金額です。と一方的な提示があるだけで交渉の余地すらない。こちらにはそれなら止めて下さい。という権利しかないような形になっているのがどうなのか？
2. こちらに何の知らせもなく多数の地方局で放映されている事に不快感を感じている
3. そもそも、出演に関して、契約を書面で交わしていないことが多い。一番組ずつは大変であるなら、制作会社なり放送局と契約を交わしておくべき。また、芸能事務所も二次使用についての把握、また契約に関しての意識が低い。芸能を引退した後でも勝手に使用される例は多く、泣き寝入りが多いのが現状。また、事務所によっては、著作権を本人に返還しない場合も多いときく。
4. 過去に、TV等で放送する用のCMに出演した際、契約期間が終わっても街頭映像などで流されているのに気づき、所属事務所を通して指摘すると、「バレてしまいましたか」という様な事を言われた、と聞きました。
5. 1回の契約と心得ているので、使いまわしはしてほしくない。
6. 二次利用についてのギャラの相場がわからない。
7. もっと細かく正確に分配して欲しいのと、PLOG等の細かい書き込みがかなり面倒ですね、、、
8. このような社会情勢の中で二次利用について考えることが増えました。二次使用料を受け取る権利はあると思います。でもそれについてどうやって声をあげたらいいのかわからない節もあり、もやもやとしています。
9. 好き勝手にやられてはこまる

Q 8. 二次利用について思うことを自由にお書き下さい

⑦

1. よくわからない、もっと簡単明瞭な説明がほしい。
2. 昔の演目が繰り返し許可なく放送・配信されるのには抵抗があります。
3. 映像や音源の使い回しはやめてもらいたい
4. **NHK**に関しては、再放送の際に日時等の連絡があり、二次利用料も振り込まれます。その他のウェブ系の番組では二次利用の把握が難しく、事実上野放しになっているところもあります。
5. 二次利用料の有無よりも二次利用の連絡がないことが問題と感じていて、舞台役者、小劇場関係はそもそも知らないのか、知らないふりをしているように感じます。
6. 二次利用が決まってない段階でギャラが決まるので二次利用分を貰えない、また知らないうちに二次利用されている場合が多い
7. 過去に、TV等で放送する用のCMに出演した際、契約期間が終わっても街頭映像などで流されているのに気づき、所属事務所を通して指摘すると、「バレてしまいましたか」という様な事を言われた、と聞きました。
8. 二次利用の前に、日本のエンターテインメントに関しては、環境と理解が世界一遅れてる
9. よく分からない
10. 二次使用料はかつて事務所に所属していた頃は1年分まとめて入っていたがフリーランスになってからどうなっているのかまるで知らない。誰に聞くべきなのかもわからない。どんなに小さな役の仕事であろうと製作方はきちんと契約書を作成するべきだ。
11. 二次利用する際に連絡をもらいその分のギャラを頂くのが希望です。
12. テレビの収録で契約書に「二次使用有ります」とたげ書いてあり、再放送の事かと思っていたら、ネットで有料で動画が売られていたことが有りました。複数のサイトに売られており、怒りがわきました。

Q 8. 二次利用について思うことを自由にお書き下さい

⑧

1. YouTubeなどで第三者が違法アップしているのを散見しますがその広告料から二次使用権料へ幾らか回す事が出来たら良いと思います。
2. もう少し二次利用料を上げていただきたい。
3. 明確な制度化をすべきと思う
4. 使用するなら当然その分は頂きたい。対応を統一して欲しい。NHKと民放で違うので。
5. 再放送などに際し連絡の取れない主権者（演者）の許諾が得られないことによってボツになる事案があるという問題は重々承知はしておりますし理解もいたしますが、演者の側として言わせていただくと、①どのように放送されるのか（映像・放送の素材の料理の仕方）②どれくらい放送されていくらか使用料が入るのか（放送の頻度・利用料の相場）といった所が明瞭でないと、現行法を変えるというのはなかなか難しいかと
6. その都度、少額だとしても支払われるべきだと思います。
7. 二次利用についてなど、わからない事が殆どで、先方に言われるがままやっている気がします。主に米国などと比べて、肖像権や二次使用料に対して日本はふんわりしている印象。制作サイドがもっとしっかり考えてくれるとより良くなると思う。
8. 二次利用の内容により、著作権が発足すると考えております。現在の著作権法の行使には賛成致しません。
9. いつ、何に使われているかは把握したいです。宣伝になるなら使ってもらうのは構いません。
10. 大手の製作は二次利用料が発生することを理解しているが、まだわかっていない製作者もいます。
11. 知らないところで使用されたくないと思います。

Q 8. 二次利用について思うことを自由にお書き下さい

⑨

1. NHKからは、再放送のお知らせや、振込がありますが、他局はないので契約がどうなってるか、よくわかりません。
2. 対応を統一して欲しい。NHKと民放で違うので。
3. 私は常設のオーケストラ団員を経て、現在フリーで演奏活動をしています。大抵の演奏団体は演奏料とは別に二次使用料の支払いがありますが一度も支払われてない団体について「音楽家ユニオン」に相談をしました。この設立100年を超える演奏団体の楽員数人に聞いたところ、楽員にも二次使用料という記載で支払いがあった事がないとのことでした。演奏料と二次使用料は別物なので、では主催者から実演家に支払われるはずの二次使用料はこの演奏団体が受取っているという事かと思います。以下「音楽家ユニオン」への相談内容です。 ————— 2021年2/6(土) オーチャードホールでのコンサートの支払いの件でご相談 【コンサート】のホームページ <https://www.gochiusa-orchestra.com/> 【相談概要】 仕事先は都内常設の交響楽団。有料配信されたコンサートの同時録音料の支払いが無く、翌日別の仕事場で事務局員に確認したところ「込みの値段です。コロナでチケット50%売りなので、それをやってしまうと大変なんですよね。オケはどこも大変だと思いますよ。」とのことでした。「他のオーケストラではコロナ禍でも有料配信の場合は支払いされています。こちらのオケの決まりですか？」と伝えた所「うちはそうです」とのことでした。有料配信される事の説明もありませんでした。ちなみこの団体には「A業務」というおそらく規約外の仕事があり、スケジュールの本業務以外の本番はコンサートマスターを始めほとんどがエキストラ奏者で行われています。おそらく1人1,000円程度の事かと思いますが、過去にも本番がCDになるにもかかわらず同時録音料の支払いがありませんでした。本来ならばこれは演奏家の権利だと思いますがいかがでしょうか。 —————

Q 8. 二次利用について思うことを自由にお書き下さい

⑩

1. 昔の映像や写真を使う時(再放送等)は、連絡がほしい
2. 民放の二次利用に関してはまだまだ問題が多いように思います。
3. 仕組みづくり含め、新しい取り組みは積極的に取り入れていきたいです。
4. ちゃんとしたところのほうが多いですが、中には、「お前の宣伝にもなるんだからまた放送してやるよ」というあからさまな態度の団体もあります。あまりいい気持ちはしないです。
5. 演劇には戯曲の二次利用を管理する団体がありません。必要と思います。また演出に関しては2次利用の概念そのものも曖昧模糊としたままです。議論が必要と思われます。
6. 細かく内容がわかるような契約を刺し所にするべき。
7. 丁寧な事務所をお願いしてますが、知らなかったこともあり、何年かあいていたりします。
8. 二次利用の定義が良くわからない。金銭が派生する二次利用案件に対し、関係者すべてに利益分配をすることが原則だろうが、そのための事務手続きなどの負担経費は莫大になるだろうと考えると、二次利用の定義にはある線引きが必要に思われる。そのボーダーラインを明確化し、業界全体に共通認識を広めることが重要ではないか？
9. 二次利用を前提として契約を結ぶことが少ないのに気付いたら二次利用されていたことがありました。二次利用についても「大前提」として契約するのが当たり前になるとより良いと思います。
10. 過去に所属していた事務所に全額入ることになっており、やめてからはもちろんですが、当時も頂いたのは社長の機嫌が良い時のみでした。

芸能従事者学会

ホームページ <https://geino-jujisha.com>

東京労働局承認

全国芸能従事者労災保険センター

当センターは、厚生労働省令で施行された、特別加入労災保険制度の改正により、全国の芸能従事者が、個人で自由に、手厚い政府労災保険に加入するための特別加入団体です。

理事長	森崎めぐみ
設立日	令和3年4月1日
所在地	東京都新宿区西新宿6-12-30 芸能花伝舎
電話	03(5909)3062 Fax 03(3375)2588
E-mail	head@geinourousai.org
ホームページ	https://geinourousai.org

